

人権

住友大阪セメントグループ人権方針

私たち住友大阪セメントグループは、住友の事業精神と、当社グループの企業理念に基づき、高い社会規範の意識と企業倫理を持って事業活動を行うことを基本としています。こうした中、人権尊重が経営の根幹であり、最も重要な課題の一つであると認識して、2023年8月に「住友大阪セメントグループ人権方針」(以下「本方針」)を策定しました。本方針は、私たちが事業活動において人権を侵害することがないよう、公平公正に行動する上での考え方を明確にするものです。

私たちは、当社グループが事業活動を通じて直接・間接的に人権への負の影響を及ぼす可能性があることを認識し、当社グループ各社の全ての役員・従業員およびステークホルダーの人権を尊重する為の継続的な取り組みをグループ全体で推進するよう努めます。

本方針に基づき、人権尊重に対するコミットメント遵守の為に、取締役会の監督のもと、取締役社長を委員長とするサステナビリティ委員会の中に設ける労働・社会部会が計画立案とその進捗管理を各部門と連携して行っています。

人権方針 <https://www.soc.co.jp/csr/csr12/>

人権方針策定後の取り組み

下記のロードマップに沿って、内容の見直しや範囲を拡大しつつ、人権についての取り組みを進めています。

	2024年度	2025年度
人権DD (デュー・ディリジェンス)	<ul style="list-style-type: none"> 人権リスク評価マップ 関係会社／主要取引先に質問状 ヒアリング調査 	→
是正・救済	<ul style="list-style-type: none"> 人権ホットライン開設 	→
対話	<ul style="list-style-type: none"> 労使対話 エンゲージメント調査 ビジネスと人権ワーキンググループ 	→
理解浸透・教育	<ul style="list-style-type: none"> グループ社員向けセミナー 経営層向けセミナー 取引先への周知 	→

継続

人権セミナー・ワーキンググループの実施

各部署の担当者が集まり、「ビジネスと人権」についてワーキンググループを実施し、ハラスメントの想定場面にフォーカスしてケーススタディを行い、何が具体的に人権侵害にあたるかについて、人権アドバイザーの監修のもとディスカッションを行いました。

サプライチェーン上では、社外のステークホルダーに対してもハラスメント等の人権侵害が起こり得る中で、人権尊重を自分事として日々の業務に反映していくことが大切と考えています。



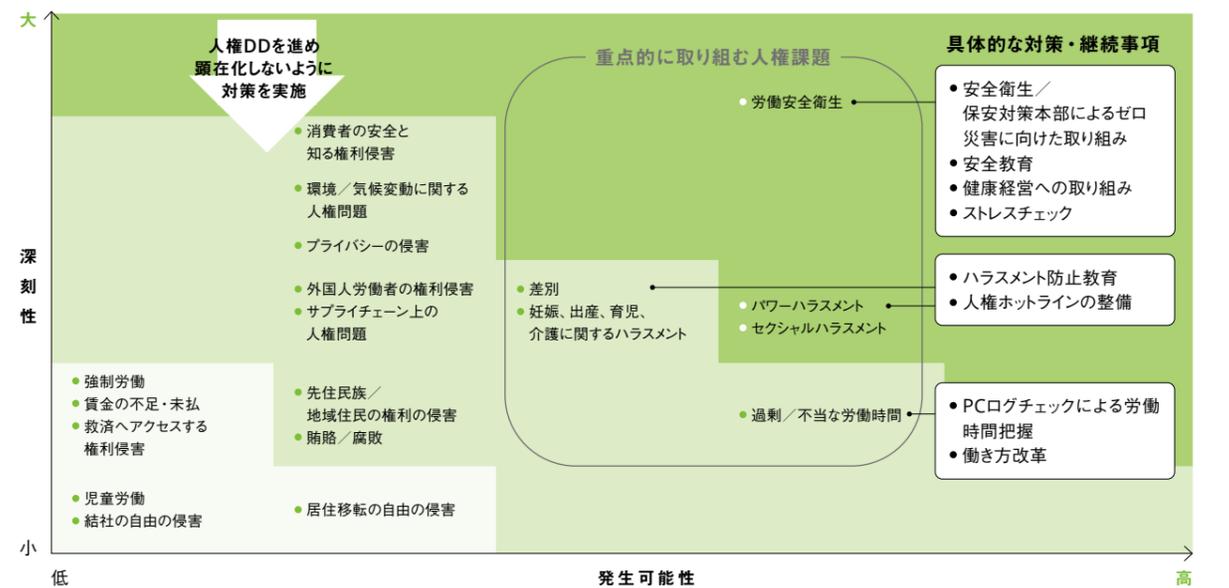
経営層向け人権セミナーの実施

社内外の取締役および監査役をはじめとした全役員対象の「経営層向け人権セミナー」を実施しました。本セミナーでは外部より「ビジネスと人権」についてのエキスパートを講師として招き、経営課題としての人権への対応をテーマにして、バリューチェーンにおいて人権を尊重する責任と、平時からのリスク管理と有事における迅速な危機対応の重要性を経営層で確認しました。

人権リスク評価マップの策定

人権方針に沿って、当社グループおよびサプライチェーンにおける人権尊重の取り組みを推進する為、人権リスク評価マップを策定しました。各部署から中堅の担当社員を招集してワーキンググループを開催し、サプライチェーンを含んだ事業上の人権リスクの洗い出しを実施しました。人権リスクの「深刻性」と「発生可能性」を分析し、部門間で整理を行いました。下図の通り当社グループにとって影響度が高い人権リスクを抽出し、対策についても明記しています。以降、定期的にレビューを行いながら、これら重点課題への活動を継続していきます。

人権リスク評価マップ(住友大阪セメントグループ)



【評価マップ上のリスク項目の補足説明】

●強制労働＝処罰の脅威によって強制して働かせること ●救済へアクセスする権利侵害＝救済ホットラインへの接続を意図的に遮断 ●結社の自由の侵害＝労働加入の権利を侵害、団体交渉に応じない、外国人加入を認めない ●消費者の安全と知る権利侵害＝消費者の心身の健康を害するような製品・サービスの提供 ●環境／気候変動に関する人権問題＝工場周辺地域の環境破壊や大気・土壌汚染や水質汚濁 ●プライバシーの侵害＝個人情報について本人の了承を得ずに公開 ●サプライチェーン上の人権問題＝取引先従業員によりその下請先企業従業員に対するハラスメント発生、取引先(上流／下流)が自社内で引き起こす人権侵害 ●居住移転の自由の侵害＝本人の意思に反し居住地や異動を決定、事業用地開発の為、住民の立ち退き ●差別＝人種、性別、言語、宗教、政治的、他で不利な立場に置くこと

関係会社(国内グループ会社)に人権デュー・ディリジェンス実施

2024年度は、関係会社26社に対して調査を実施し、人権セミナーや、コンプライアンスの意識浸透等の取り組みの効果で、労働環境への配慮、非人道的な扱いの禁止(ハラスメント防止)について高い意識で実施できていることが判明しました。今後、デュー・ディリジェンスの結果と、人権リスク評価マップで特定した当社グループの「重点的に取り組む人権課題」を中心に、段階的に是正・救済にも取り組んでいきます。

是正・救済へのアクセス整備(人権ホットライン開設)

是正・救済の為の新たな窓口として「人権ホットライン」を2024年度に開設しました。

相談を受けた案件については、人事部・関係部署にて調査の上、解決に向けた対応を行いました。

相談窓口・設置状況	
人権ホットライン	ハラスメント全般、差別や労働における人権侵害の相談
コンプライアンス・ホットライン	法令違反に該当する不正行為に関する通報・相談
ダイバーシティ相談室	仕事と家庭の両立支援制度の利用および「働き方改革」に関する個別相談等

マルチステークホルダーコミュニケーション

ステークホルダー方針

当社は、企業経営において、株主にとどまらず、従業員、取引先、顧客、債権者、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでいきます。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引上げのモメンタムの維持や経済の持続的発展に繋がるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取り組みを進めていきます。

1. 従業員への還元

当社は、経営資源の成長分野への重点的な投入、従業員の能力開発やスキル向上等を通じて、持続的な成長と生産性向上に取り組む、付加価値の最大化に注力します。その上で、生み出した収益・成果に基づいて、「賃金決定の大原則」にのっとり、当社の状況を踏まえた適切な方法による賃金の引上げを行うとともに、それ以外の総合的な処遇改善としても、従業員のエンゲージメント向上や更なる生産性の向上に資するよう、教育訓練等を中心に積極的に取り組むことを通じて、従業員への持続的な還元を目指します。

具体的には、賃金の引上げはもとより、従業員向け株式報酬制度の導入や、これまでの処遇改善に続く労働条件向上策について、社会情勢や経営環境を踏まえながら取り組んでいます。また、教育訓練等については、女性活躍推進を含めたさまざまな人材育成プログラムの充実に努めており、引き続き継続的な処遇の改善や各教育研修を通じた社員のレベルアップの機会提供などを通じ、従業員への持続的な還元に取り組んでいきます。

2. 取引先への配慮

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでいきます。なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者およびその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでいきます。

これらの項目について、取り組み状況の確認を行いつつ、着実な取り組みを進めていきます。

④ パートナーシップ構築宣言

<https://www.biz-partnership.jp/declaration/8152-05-13-tokyo.pdf>

品質

品質に関する考え方

住友大阪セメントグループは、セメント事業、光電子・新材料事業、それぞれの事業分野で、品質を重視し、お客様の要求に迅速に対応する品質保証体制を構築しています。

セメント事業では、セメントの用途がダムなどの大型構造物から各種コンクリート製品まで多岐にわたることから、使用目的に最適な性能を持たせなければなりません。当社グループは、長年のセメント製造技術により構築された品質保証体制のもと、お客様の要求を満たし、かつ安心してご使用いただける品質のセメントを安定的に供給することを第一と考えています。その為に日々の製品管理を徹底し、製品品質の安定化と更なる向上に努めています。

品質保証体制

当社グループのセメント製造工場では、ISO9001(品質保証の国際規格)に則った品質マネジメントシステム(QMS)の認証を取得し、品質保証体制を構築維持しつつ、継続的改善に取り組んでいます。ISO9001の認証は、栃木・岐阜・赤穂・高知・八戸セメント(株)の5工場と、光電子・新材料事業部および秋芳鉱業(株)など一部の関係会社で取得済みです。

品質への取り組み(セメント事業)

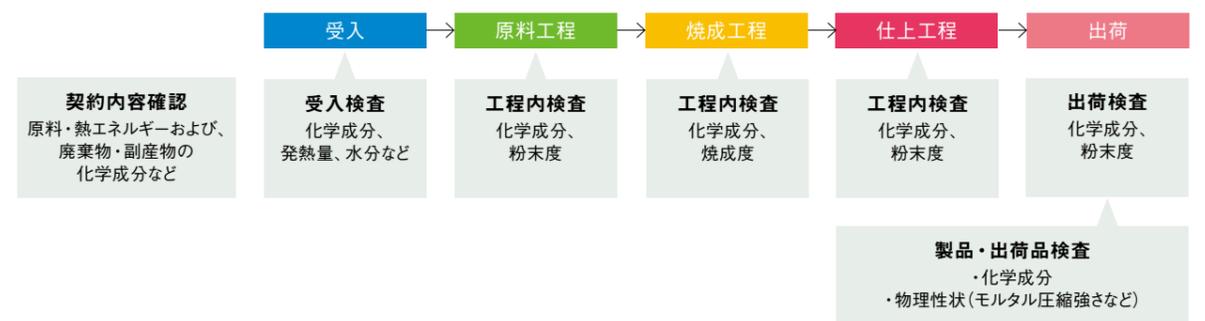
工場のQMSは、工場組織図に示す各部門の責任と権限を定めて運用されています。工場の品質管理は、製造フロー図に示す通り、原料・熱エネルギーと廃棄物・副産物の受入検査からセメント製品の出荷検査まで一貫して行っており、赤穂工場内の分析センターとも連携して精度の高い検査を実施しています。また、安全に使用していただけるよう製品固有の危険有害情報を記載したSDS(安全データシート)などを提供しています。

工場組織図

QMS管理責任者は工場長直轄として工場の品質方針を場内に周知するとともに、顧客要求事項に対する全社員の認識を高めさせることで本システムの確立・維持に努めています。



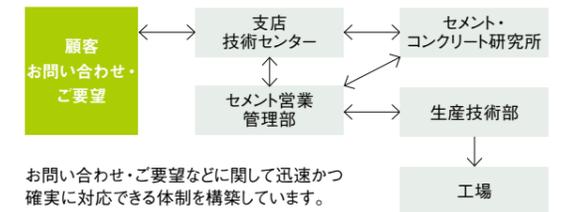
工場の製造フロー図と品質管理



顧客との関係(セメント事業)

品質情報連絡・応答フロー図にある各部門は定期的に情報交換の会議を行うなど、顧客情報を社内関係部署へ確実に伝達する仕組みにより、お客様との関係を深めることに努めています。また、この仕組みは、製品開発やお客様からのクレーム対応にも活用しています。

品質情報連絡・応答フロー図



お問い合わせ・ご要望などに関して迅速かつ確実に対応できる体制を構築しています。

お客様との技術交流(セメント事業)

各支店では、地区ごとにコンクリート技術者による技術会を組織しています。現在、全国で計45の技術会が活動しており、コンクリート技術に関する情報交換、各種講習会の開催、研修見学会を実施しています。また、全国各地の生コン技術会が、地域を超えた交流と技術研鑽を図ることを目的に「住友大阪生コン会技術報告会」を隔年で開催しています。この報告会では、各地区の技術会員の方々による研究発表や、学識経験者による技術講演を行っています。これらの活動を通じ、今後もお客様と連携して相互の技術力向上を図っていきます。